

2025年度 事業計画書

I 現状と課題

世界が多国間枠組みを拡大し、BRICs やグローバルサウス加盟国が増える中、先進国の大きな課題である少子高齢化対応や脱炭素等に於ける日本の次世代に向けた取り組みに、先進国のみならず中進国や発展途上国から注目が集まっている。

一方、日本国内は 2010 年をピークに総人口が減少傾向に転じ、生産年齢人口(15 歳～64 歳)は、2022 年 7,421 万人、2030 年 7,076 万人、2040 年 6,213 万人と予想され、約 18 年で 1,000 万人以上が減少すると予想されている。

さらに、「2025 年問題」の団塊世代の後期高齢化に直面すると共に将来的には「2040 年問題」の団塊ジュニア世代の 65 歳が迫り来る中、労働人口減は益々深刻化し、将来の経済基盤が危ぶまれている。

この様な状況下、労働人口対策の一つとして、育成就労制度が 2024 年 6 月に制定されたことから、財団では、2025 年度の課題として、技能実習制度に替わる新たな制度理解を関係者に対し普及促進する。

また、世界の経済情勢が大きく変化し、特に東南アジアでの人材交流が活発化している現状を鑑み、送出し国の経済および社会情勢を迅速且つ適格に把握し、技能実習制度および特定技能制度の適正な運営に努める。一方、国際交流事業として、海外諸国の青少年等の育成や人材・親善交流をさらに活性化及び持続的な発展を目指す。

II 具体的事業計画

1. 国際交流等事業（公益目的事業1）

海外に於ける労働事情や社会経済動向に関する情報を、駐日外国公館(以下、「在日大使館」という。)や現地の公的機関及び外郭団体等との連携協力を得ながら、ベトナム、中国、インドネシア、ミャンマー、タイ、カンボジア、モンゴル、フィリピン、ネパール、バングラデシュ、インド及びスリランカに加え、中央アジア等に関する以下の事業を推進する。同時に、国内に在留する外国人材の労働環境の把握、改善のための調査研究も実施する。

(1) 調査研究

- ① 国内に在留する外国人材の労働環境の把握と改善のための調査研究
- ② 国内企業の海外進出や海外との人材交流等に関する要望、実態把握に係る調査研究

(2) 海外人材の受入に係るセミナーの開催

調査研究の結果を踏まえ、関係機関等と連携の上、技能実習制度や特定技能制度に係る新たな情報の提供、海外人材の受入れに係るセミナーを全国で開催する。

また、人材送出国でセミナーを開催し、送出国と日本国内の状況の相互理解の促進を図る。

(3) 国際ネットワークの構築と人材交流

- ① 国連グローバル・コンパクトが提唱する人権の保護等「10の原則」を日ごろの事業を通じて実践している組織として、国内外の様々な枠組みに参加し、各枠組みのメンバー企業・団体とともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成など、地球規模の持続可能な発展に向けた取組みを促進する。
- ② 海外や進出企業、日系現地合弁企業等と海外人材との交流(民間外交)及び雇用を支援するため、在日大使館等と連携して、以下を実施する。
 - ア 現地日本語学校、職業訓練高等専門学校、大学等の教育機関との関係構築や連携を図る。
 - イ 海外の関係機関と連携協定を結び、海外人材を日本へ招へいするため、奨学金等プログラムの実施を支援する。
 - ウ 技能実習生をはじめとする諸外国の人材育成や親善交流に関する事業に協力する。
 - エ 複数の送出国に於いて送出し機関連絡会議を開催し、日本国に於ける外国人材受入制度や現状説明と共に交流を行う。
- ③ 地方公共団体等と協力し、地域に於ける外国人材の活躍を、地域の持続発展につなげていくため、外国人材の受入れ支援や共生社会創造に向け、関係構築や連携を図る。
- ④ 海外人材との交流促進のため、アジア諸国の青少年に対し支援を行う。
- ⑤ 諸外国に於ける障害者との交流を図る。

2. 技能実習生受入れ事業(公益目的事業2)

技能・技術及び知識の修得を目的とする技能実習生の受入れを積極的かつ適正に実施し、推進する。

具体的には、以下のような施策を推進する。

(1) 監理、指導の強化

外国人技能実習機構(以下、「OTIT」という)や出入国管理庁等、関係機関と連携し、関係法令、技能実習運用状況、移行職種の作業内容等の最新情報を的確に把握し、監理・指導の強化を図る。

(2) 送出国に於ける関連情報の収集

OTIT や在日大使館等と連携を図り、修得技能等に関する送出国の需要動向を調査し、帰国後の技能の活用が期待される職種に関する情報を把握する。

送出国の労働事情等の調査を実施するとともに、在日大使館等との連携の下、技能実習生の出身地や人材の変化等に関する情報を把握する。

これには、中国、モンゴルだけでなく、東南、南アジア及び中央アジアについても、今後、受入需要の拡大が見込まれる国や地域を含むこととする。

(3) 事前講習及び入国後講習の強化

制度の趣旨に沿った適正な事前講習の確保・実施に努めるとともに、技能実習生数の増加に見合った研修体制の充実を図り、入国後の講習を適正に実施し、日本語教育については教授法の研鑽による、効果的な教育の実施に努める。

なお、送出国に於ける日本語講習の充実と評価制度の体系化のため、事前講習の中間報告及び修了報告を通して教育内容の把握とその改善を図る。

また、入国前からオンラインで日本語能力向上に資する授業を展開し、技能実習生と受入れ企業との円滑な関係構築の促進を図る。

(4) 送出国との協力体制強化

送出国との協力・協調体制の維持・改善が技能実習生受入れ事業の推進に重要であることから、以下の事項を推進する。

- ① 年数回の連絡会議を行い、送出国状況を確認するとともに、事前教育体制を点検する。
- ② 技能実習生の現状視察及び変化への対応のため、定期的な訪日を促す。
- ③ 技能実習制度に関する最新情報を共有し、相互理解を図る。
- ④ 送出国の現状を精査して、厳選された送出国と提携し、良質及び適正な技能実習生の受入れを目指す。
- ⑤ 技能実習制度の見直し等に係る説明、最新情報の共有を行い、新制度の適正且つ円滑な導入に向けた協調体制を構築する。

(5) 技能実習実施者に対する指導及び監査の強化

指導及び監査に於いて、以下の事項を重点的に取り組む。

- ① 技能実習法、出入国管理法、労働基準法、労働者災害保険法、労働安全衛生法、健康保険法、厚生年金保険法等の各法令順守を指導し、特に、時間外労働規制の遵守、割増賃金の支払、定期健康診断の実施及び特別教育の実施について指導の強化を図る。
- ② 不正行為防止及び人権保護に係る関係法令を遵守し、実習実施者への定

期的な訪問指導や監査による技能実習生の実習及び生活状況の把握に努める。

- ③ 技能実習計画に沿って確実に実習が行われていることを確認し、職種適合性の確認を継続して行う。
- ④ 技能検定等の確実な受検を促進し、優良な実習実施者と認定されるよう指導する。

(6) 技能実習中の技術や言語の修得状況及び技能実習修了者の帰国後就業状況等の調査

帰国後の円滑な修得技能等の活用に向けて、技能実習中の技術や言語の修得状況を定期的に調査して、技能実習効果を確認する。

また、技能実習修了者の帰国後の就業状況等については、送出し機関及び現地政府機関と連携し現地に於ける帰国後の就業状況に関する情報収集を行い、修得技能等の活用が円滑に行われているか、実例及び効果を把握・検証する。送出し機関等と協力して、帰国後のフォローアップ体制の構築を進める。

(7) 技能実習生の日本語能力の向上

技能実習の円滑かつ効果的な実施に向け、日本語能力の向上に対する以下の取組みを行う。

- ① 外国人技能実習生に対する日本語通信教育の確実な実施。
- ② 技能実習実施者とも連携し、日本語の教授法、教材の紹介等の継続。
- ③ 財団主催の日本語作文コンクールを実施し、ビジネス日本語能力の習得等の実施。
- ④ 日本語能力試験合格者に対する報奨制度の実施。
- ⑤ オンライン(インターネット)及び SNS を活用した日本語教育の実施。

(8) 適切な技能実習候補生の選抜等

送出し機関及び実習実施者と協力し、キャリアアッププランを示しながら、募集段階に於ける適切な選抜につなげ、ミスマッチ防止に努める。更に、事前教育に於ける日本語教育の充実強化及び日本の法令等についての指導を行い、必要に応じて前職要件確保のための訓練を徹底する。

また、送出し機関を通じて、技能実習の内容、技能実習期間に於ける労働条件等を候補者の母国語によって文書で明示する。

(9) 技能実習生の行方不明の防止

実習実施者と協力し、実習環境の充実を図る。実習生の技能習得のため、日

頃の訪問指導や監査等を適正に実施することで、行方不明防止を図る。

(10) 送出し国の多様化

海外に於ける労働事情、企業の海外進出、経済動向等に関する調査研究を踏まえて、信頼性のある送出し機関との連携を強化し、送出し国の多様化に対応する。

(11) 技能実習制度の普及の強化

技能実習制度の趣旨を確実に理解し、企業等へ周知を図り、普及活動に注力する。

- ① 各関係機関(地方公共団体、各企業団体、工業会、組合、金融機関等)の協力も得つつ、効果的な普及活動を実施する。特に制度改正を視野に入れた計画的かつ組織的な啓蒙・普及活動を推進し、関係資料の更新を随時実施する。
- ② 各機関との連携を意識した広報基盤の強化を速やかに図り、賛助会員等に情報を有効的かつ効率的に発信する。
- ③ 役職員の普及活動能力の向上を図ると同時に、外部の普及情報も活用しながら普及効果の実現を図る。
- ④ 現行制度に於ける新規職種の拡大に積極的に取り組むとともに、新制度の改正に根ざした分野別受入れの拡大を推進する。
- ⑤ 「I.P.M.ニュース」や各種パンフレットの発行、インスタグラム等の SNS を活用した広報活動を通じて、技能実習制度の適正な運用の普及を図ると同時に育成就労制度の施行に向けた準備を継続する。

3. 収益事業

特定技能外国人受入れ事業

特定技能制度に於ける就労を希望する外国人材と受入れを希望する企業の要望に積極的に応えるため、以下の取組みを行う。

- ① 登録支援機関として特定技能外国人の適正な支援に努めるとともに、支援業務のみを必要とする要望にも対応する。
- ② 既存の技能実習生及び実習実施者に対して積極的かつ丁寧な周知を行い、求職・求人の要望を把握する。
- ③ 求職・求人への要望に的確かつ迅速に対応するため、特定技能外国人受入れ事業に於ける他機関との連携を強化する。

4. 管理部門

(1) 広報活動

- ① 広報誌「I.P.M.ニュース」を年 4 回発行し、技能実習法及び出入国管理法に関する最新情報や実習実施者の取組み、日本語作文コンクール入賞者の紹介、JLPT 合格者の紹介等、財団と企業に双方向性のある情報、海外に於ける労働事情、企業の海外進出、経済動向及び、外国人材の受入れ・共生社会に関する情報等を提供する。
- ② 財団の刊行物等を活用し、広く一般に対して、「外国人若者との付き合い方」についての情報を提供する。
- ③ メールやインスタグラム等の SNS を活用し、実習実施者や特定技能所属機関及び実習生や特定技能外国人等へ最新情報を迅速に提供し、制度の適正な運用を図るとともに IPM の活動を広く周知する。

(2) 組織体制の強化

- ① 業務に必須となる専門知識を有した優秀かつ協調性のある人材の確保、育成に努めると共に、福利厚生の充実を図る。
- ② ガバナンス強化、コンプライアンスの推進やパワハラ防止など、社会の信頼に応えるための体制を強化する。また、個人情報の保護について法規制等を遵守するとともに企業情報の保護を徹底する。
- ③ 働き方改革の動向を踏まえ、個人の能力を最大限に活用すると同時に、労働環境の改善に努め、適正な活動を行うための規範整備を行う。
- ④ 労務管理、税務会計、コンプライアンスの推進及び各種情報セキュリティ等に関する役職員研修を積極的に実施し、業務品質の向上、組織の安全性の確保を図る。
- ⑤ 日本に於ける技能実習や就労を希望する外国人材と企業がより良い形で相乗効果を発揮できるよう、情報や事例等を踏まえたセミナーや講師派遣等を行うとともに、そのための講師養成研修も併せて実施する。
- ⑥ 職員の第二言語の質的向上を図る。
- ⑦ 外部監査の確実な実施により、適正な法人活動を担保する。
- ⑧ 感染症の罹患率が高い地域からの受入れに際しては、関係省庁の指導の下、受入れ企業、送出し機関とも連携して適切な対応を行う。
- ⑨ 情報一元化・蓄積・検索分析等の容易化のためのDX化を推進する。その他、業務に於けるデジタル技術の活用を図るための人材育成を行う。また、外国人に係る在留申請はオンラインに切り替え、業務効率化を図る。
- ⑩ 外国人就労者の職業紹介事業を適正に実施する。

(以上)